

## 処分基準の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	処分の概要	処分権者 (担当課)		
10	青森市水道事業条例	第39条	給水装置工事の違反等に対する過料	青森市公営企業 管理者企業局長 (施設課)		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">処分基準</td> <td></td> </tr> </table>					処分基準	
処分基準						
<p>(過料)</p> <p><b>第三十九条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、五万円以下の過料を科する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第四条の承認を受けないで、給水装置の新設等をした者</li> <li>二 正当な理由なしに、第六条の規定による工事の施行、第十一条第二項の規定によるメーターの設置、第二十二条の規定による使用水量の計量、第三十五条の規定による検査又は第三十六条若しくは第三十七条の規定による給水の停止若しくは私設消火栓の封印を拒み、若しくは妨げた者</li> <li>三 第十三条、第十四条第一項又は第十五条(第一項第二号を除く。)の規定による届出を怠った者</li> <li>四 第十七条第一項の規定による給水装置の管理を著しく怠った者</li> <li>五 正当な理由なしに、止水栓を開閉し、又は給水栓若しくは私設消火栓の封印を破棄した者</li> </ul>						
意見陳述区分		弁明の機会の付与				